

(議長)

日程第4、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり8名の議員から通告がありました。通告順に従って順次これを許可致します。

まず、塚本議員の発言を許可します。

「塚本議員」

はい。議長。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

本定例会、私から2問の質問をさせていただきます。

まず第1問ですが、今年になってからヒグマの市街地や道路への出没が増え、特に7月からの出没が増加、8月に入ってから、毎日のように家庭菜園などでの食害や、そういう被害が寄せられているところであります。

道、檜山振興局では、8月3日から町全域に出ているヒグマ注意報の期間を1か月延長しました。道内で出されているヒグマ注意報は、現在、道庁全域と野幌森林公園とその周辺2か所のみであります。

町では、吹鳴装置や町のLINEによる出没情報の提供で注意を促しておりますが、これらの対策だけでは人的被害を未然に防ぐには、限界があると考えております。

これまでに町として、捕獲の檻の導入や狩猟免許の取得支援など行っております。私自身も江差町の鳥獣被害対策実施隊員に委嘱され活動しておりますが、狩猟免許の取得者が余りにも少なすぎることから、今後、これらの対策において、町では新たな次元での対策が必要と考えますが、如何ですか。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の1問目、有害鳥獣対策、特にヒグマ対策についてのご質問にお答えを致します。

塚本議員もご指摘のとおり、例年に比べヒグマの情報が多く寄せられております。過去4年間のヒグマの目撃、食害等の被害件数の平均は年18件程度に対し、今年度は、8月31日現在で目撃19件、食害19件、痕跡6件で合計44件の情報が寄せられております。

対策として、塚本議員がおっしゃられましたとおり、吹鳴装置や町の公式LINEで

の周知のほか、出没箇所への看板設置、教育委員会を通じて各学校から児童生徒保護者への周知、町内会と連携しチラシ配布、警察や消防による近隣住宅への広報活動などの注意喚起を実施して参りました。

さて、狩猟免許の取得者でございますが、令和4年度末で5名の方を実施隊員に委嘱しており、今年度に入り新たに1名が確保され、計6名の方々を実施隊員として委嘱しております。

また、猟銃の狩猟免許取得者を実施隊員に委嘱する上で、猟銃所持許可の取得も必要となりますが、猟銃所持については自宅に猟銃を保管しなければならない等、抵抗感がある方もそれなりにいると伺っていることもあり、なかなか確保が難しい現状にあります。

新たな次元での対策ということでございますが、狩猟免許試験については、例年7月頃に檜山振興局が主催し実施しておりますが、当町からの依頼により、今年度は2月にも追加して狩猟免許試験の開催をお願いし、実施する運びとなりました。

また、農業者や森林に出入りすることが多い林業関係団体、測量会社への周知、更には、近隣町との広域的連携も視野に猟友会江差支部とも情報共有をしながら、実施隊員の確保に向け取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

この課題については、一気に解決するようなことがなかなか難しいので、長いスパンで引き続きの対策をお願いするところであります。

続いて、2問目に入らせて頂きます。

高齢者施設の業務継続計画（BCP）等についてであります。日本では、もう毎年のように雨等の災害で、災害に見舞われております。この江差町もいつそのような災害に見舞われるかという部分では、昨年の大雨等に非常に危惧されるところでありますが、介護が必要な利用者が暮らす高齢者施設では、豪雨や地震で被害を受けてもサービスを提供し続ける必要があります。

国は全ての施設、事業所に非常時の業務継続計画（BCP）を来年の3月までに策定するよう義務づけております。江差町においても多くの高齢者施設を抱えており、これらの計画の進捗状況をお伺い致します。

入居者の非難には、人出がいます。避難所の職員の確保について、BCPでしっかり計画しておくことが重要であります。

また、災害時に介護サービスを利用している高齢者の個別避難計画が重要と考えられます。現時点でどの程度策定されているのかをお伺い致します。

(議長)

町長。

「町長」

塚本議員の2問目、高齢者施設における業務継続計画BCPに関するご質問にお答えを致します。

自然災害等が発生しても介護サービスを継続するための業務継続計画BCPの策定の進捗状況と、介護サービスを利用している高齢者の個別避難計画の策定状況についてのお尋ねでございました。

業務継続計画BCPにつきましては、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、感染症や災害への対応力強化を図るため、令和3年度介護保険制度報酬改定の際、3年間の経過措置が設けられ、令和6年4月には、施設、在宅すべての介護サービス事業所が業務改善計画を策定することとされました。

当町においても5か所の介護保険施設、12か所の在宅介護事業者、介護保険施設外の高齢者施設が策定を手掛けているところでございます。

また、土砂、洪水、津波の災害リスクが高い地域にある施設につきましては、既にリスクごとの計画も策定されており、避難訓練も実施している施設もございます。

介護サービスは、要介護者、家族等の生活を支える上で欠かせないものです。災害時、必要なサービスを継続的に提供できる体制の構築に向けて、業務継続計画の策定が成されるよう、引き続き介護保険施設や事業所に対しまして、必要な情報提供等行って参りたいと考えております。

続いて、個別避難計画に関するご質問です。

令和3年5月の災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされ、心身の状況など災害時の被災リスクを検討し、優先度が高いと判断する避難行動要支援者については、5年程度で個別避難計画を作成することが求められております。これらの状況を踏まえまして、町では、昨年度試行的に町内会と連携し、1件の個別避難計画を作成したところでございます。

今年度、北海道と連携して取り組む個別避難計画作成モデル事業に応募した結果、本年6月に採択されましたことから事業に着手し、当町の個別避難計画の作成体制の確立を目指すこととしております。

現在、防災、高齢者、福祉、健康に関わる町の担当者と道庁の危機管理担当者を交えて協議を進めており、町内会、自治会、民生委員、児童委員に加え、医療や介護などの専門職との連携や要支援者との関わりなどを通じ、年度末までに医療や介護などの専門的知識が必要な要支援者の個別避難計画を優先的に作成し、これらの取組を発展させながら、避難行動要支援者の避難の実効性の確保を図って参りたいと考えております。

(議長)

塚本議員。

「塚本議員」

ただ今、町長から説明がありましたが、これらの計画については、形だけの計画でなく、いざという時に役立つ実効性のあるものを作って頂きたいということを希望して質問を終わります。

(議長)

以上で、塚本議員の一般質問を終わります。